

令和 8 年度

富士見市立ふじみ野小学校
いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等の基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

加えて、いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめ防止対策推進法 第3条)

2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＜具体的ないじめの態様＞

- 1 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(「いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省」より)

4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

＜学校いじめ防止基本方針の策定＞

学校は、いじめの防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする

(いじめ防止対策推進法 第13条)

(1) いじめの防止に関する取組

ア 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実(第15条 1項)

- ・児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止の資することを踏まえ、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。
- ・道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、実例を示しながら、実践的な活動を通して、相手を思いやり、互いに認め合

える豊かな心の育成に努める。

イ 体験活動の充実（第15条 1項）

- ・児童が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を教育活動に位置付ける。

ウ 児童生徒が主体的に行ういじめ防止活動への支援
（第15条 2項）

- ・「富士見市いじめなくすための学校会議」等の児童の主体的な活動を支援し、活動内容を全校児童に啓発する機会を設ける。

エ 保護者及び地域住民等との連携（第15条 2項）

- ・学校いじめ防止基本方針については、入学時、各年度の開始時に、児童、保護者、地域、関係機関に説明する。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校として警察への相談・通報を行うことを保護者に周知する。
- ・授業参観や懇談会の開催、ホームページ、学校メール、学校だより、学年だより等による広報活動により、啓発を行う。
- ・学校評価において「ふじみ野小学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施状況を評価項目に位置づけ、取り組みの改善を図る。
- ・連絡帳、電話連絡、家庭訪問、個人面談を活用し、児童の変化を素早く察知し、いじめの防止につなげる。

オ 計画的な教職員の研修の実施（第18条 2項）

- ・全ての教職員が、法、基本方針、ガイドライン、生徒指導提要进行を徹底できるように研修を実施する。

- ・年間計画に基づく定期的な研修会を実施する。
- ・教育相談研修を実施し、カウンセリング技量や組織対応力の向上を図る。

カ 関係機関等との連携（第17条）

- ・必要に応じて市内外の学校、警察、児童相談所、医療機関と連絡を密にし、情報を共有する。
- ・被災児童、発達障がい、外国籍の児童、性マイノリティ等、特に配慮が必要な児童については、特性を踏まえた適切な支援を行うと共に保護者及び、教育相談室等の関係機関と連携し、該当児童に対するいじめ未然防止・早期発見に取り組む。

キ インターネットによるいじめ対応について（第19条 1項）

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。
- ・児童との信頼関係を築くとともに、日々の観察等でいじめの早期発見・早期対応に努める。

（2）いじめの早期発見に関する取組

ア 調査等について（第16条 1項）

- ・いじめ実態調査アンケートを6月、10月、2月、夏季休業明け、冬季休業明けの5回、定期的実施する。
- ・いじめが発覚した場合や児童の様子、家庭、地域、関係機関からの情報をもとに必要に応じ臨時的に児童へのアンケートを実施する。

イ 児童、保護者、教職員の相談体制（第16条 2項・3項）

- ・教員の児童と向き合う時間を確保するために、行事の精選、教育課程の見直しを行う。
- ・スクールカウンセラーへの教育相談日の周知と活用について

の啓発を図る。

- ・教育委員会、教育相談室、その他関係機関等との連携を図り、些細なことでも相談できる体制作りを推進する。

ウ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制（第16条 4項）

- ・安心して相談できる仕組みを整える。
- ・児童の意志を尊重し、児童が学べる場や機会の提供を行う。

（3）いじめに対する措置について

ア いじめの通報等の義務について（第23条 1項）

- ・いじめの事実を発見した、または、児童・保護者・地域等から相談を受けた教職員は、速やかに管理職に報告する。
- ・いじめの事実があると思われるときは、情報を共有し、いじめの解消に向けて組織的に取り組む。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告

（第23条 2項）

- ・いじめ対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、各担任が、いじめの事実の有無の確認を行った後、被害児童、加害児童の保護者に連絡するとともに管理職が必要に応じ市教育委員会に報告する。

ウ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言

（第23条 3項）

- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して支援をする。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対する助言をする。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめ後、安心して教育が受けられる措置（第23条 4項）

- ・児童に寄り添い親身な教育相談をするとともにスクールカウ

ンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。

- ・ いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、学習環境等の配慮・支援を行う。

オ いじめを受けた保護者で行った保護者間の情報を共有するための措置（第23条 5項）

- ・ いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないように配慮する。
- ・ いじめを受けた児童とその保護者の意向を踏まえ、必要に応じ当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について（第23条 6項）

- ・ いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、市教育委員会と相談して、所轄警察署と対処する。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、市教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

※いじめの解消とは（H25文科省 いじめの防止のための基本的な方針より）

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

2 ふじみ野小学校いじめ対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

<校内組織>

(1) 構成員（校長が必要に応じ下記を基本として人選する）

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・教育相談主任
生徒指導部・養護教諭・関係学年主任・学級担任

(2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。

(3) 開催

- ・校長が必要に応じ招集する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法 第28条）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身又は財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

(H25文科省 いじめの防止のための基本的な方針)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 年間30日を目安とする
- ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

(H25文科省 いじめの防止のための基本的な方針)

2 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。また、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は、市教育委員会が行うことになっている。

したがって、市教育委員会の指示により、学校が主体となって調査を行う場合は、校長が「学校いじめ対策委員会」を設置して、適切に取り組む。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力する。

(R6 文部科学省 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン参酌)

3 調査結果の提供及び報告

「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供するものとする。

また、調査結果については、学校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

(R6 文部科学省 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン参酌)

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、ふじみ野小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(いじめの防止等のための基本的な方針)

2 いじめ防止年間計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4 月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○一年生を迎える会 ○あいさつ月間	○いじめ対策についての説明・啓発【学年・学級懇談会】
5 月	○生活アンケート調査 ○児童に対する情報交換会 【校内研修】	○縦割り班遊び ○人権作文	○いじめ対策についての説明・啓発【保護者・教師の会総会】
6 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【音楽会】 ○あいさつ月間	○保護者との情報交換 【家庭訪問】
7 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○縦割り班遊び	
8 月	○いじめに関する生徒指導・教育相談研修【校内研修】 ○生活アンケート調査		
9 月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり	○いじめ対策についての啓発 【学校公開授業】

		【ふじみ野フェスティバル】 ○あいさつ月間	
10月	○生活アンケート調査 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【運動会】	○保護者との情報交換 【個人面談】 ○保護者による学校評価の実施
11月	○児童に対する情報交換 【職員会議】 ○いじめ防止月間 【全校集会において啓発・指導】	○縦割り班遊び ○いじめ防止月間	○保護者によるアンケートの実施
12月	○学校評価の実施 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○縦割り班遊び	○保護者との情報交換 【学級懇談会】
1月	○生活アンケート調査 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○縦割り班遊び ○あいさつ月間	○アンケートの公表 ○いじめ対策についての啓発 【学校公開授業】
2月	○生活アンケート調査 ○児童に対する情報交換会 【校内研修】	○縦割り班遊び ○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】	○保護者との情報交換 【学級懇談会】
3月	○今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ○次年度学校いじめ防止基本方針の策定	○縦割り班遊び	

令和8年 4月 1日 改定